

川西町農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

■募集の概要

| | 農 業 委 員 | 農地利用最適化推進委員 |
|-------|---|--|
| 選出方法 | <ul style="list-style-type: none">町長が町議会の同意を経て任命します。町長は農業者や農業者が組織する団体、その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、一般公募を行います。 | <ul style="list-style-type: none">農業委員会が活動区域を定め委嘱します。農業委員会は、上記区域を単位として、農業者や農業者が組織する団体、その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、一般公募を行います。 |
| 委員の要件 | <ul style="list-style-type: none">認定農業者が過半数を占めること。利害関係を有しない者が含まれること。（中立委員）年齢、性別が著しく偏らないように配慮すること。 | <ul style="list-style-type: none">農業委員と兼ねることはできない。 |
| 主な役割 | <ul style="list-style-type: none">町全体の農地等の利用の最適化の推進が最も重要な役割です。毎月の総会に出席して、農地の権利移動案件を審議します。判断にあたっては、申請書や添付書類、農地台帳等の資料を確認するほか、必要に応じて現地調査を実施します。農地利用最適化推進指針を作成します。地域計画の実行を推進します。 | <ul style="list-style-type: none">担当区域での農地等の利用の最適化のための実践（現場）活動が主体となります。総会等に出席し、農地等の利用の最適化の推進に関する意見を述べることができます。農地利用最適化推進指針の作成に参画します。地域計画の実行を推進します。 |

※『農地等の利用の最適化の推進』は、以下の活動を目的とします。

- ・ 農業を担う者への農地の集積・集約化
- ・ 遊休農地の発生防止・解消
- ・ 新規参入の促進

■募集の内容について

募集期間： 令和7年11月18日（火）～令和7年12月15日（月）

| | 農 業 委 員 | 農地利用最適化推進委員 |
|------|--|---|
| 募集方法 | 自薦または推薦（両方の候補者になれるが、兼務は不可） | |
| 定 数 | 10名 | 16名 |
| 任 期 | 令和8年3月19日から 令和11年3月18日まで | 委嘱の日から 令和11年3月18日まで |
| 提出書類 | 【農業委員】 他薦の場合 … 川西町農業委員推薦書（別記様式第1号） 自薦の場合 … 川西町農業委員応募申出書（別記様式第2号） 【農地利用最適化推進委員】 他薦の場合 … 川西町農地利用最適化推進委員推薦書（別記様式第1号） 自薦の場合 … 川西町農地利用最適化推進委員応募申出書（別記様式第2号） ※上記書類は、川西町農業委員会事務局に備え付けてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。 | |
| 提出方法 | 持参もしくは郵送 ※いずれも役場開庁時間の受付とし、郵送の場合は期限内必着です。 | |
| 資 格 | ●原則として、町内に住所を有する者。 ●町の職員でない者。 | |
| | 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができること | 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当地域において農地の利用調整活動その他農業委員会に属する職務を適切に行うことができること |
| 欠格条項 | ●破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ●禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 | |

中間経過、最終結果について候補者の氏名等を町ホームページで公表します。

■お問い合わせ先

川西町農業委員会事務局

〒999-0193 川西町大字上小松977番地の1

電話 42-6605（直通） FAX 42-2600

E-mail nogyoiinkai@town.kawanishi.yamagata.jp